

令和7年度 第1回東峰村地域公共交通活性化協議会 議事録

◆会長あいさつ

◆報告事項

①委員の交代（資料1）

- ・現委員の任期（R6.7.14～R8.7.13の2年間）
- ・資料1設置要綱第5条第2項に基づき、4名の委員が前任者の残任期間を引継ぎ就任。
「東峰村副村長」「国土交通省九州運輸局福岡運輸支局支局長」
「東峰村区長会会長」「東峰村区長会副会長」

②乗合タクシーの事故について（資料2）

- ・R7.5.14に昨年10月から運行している、東峰村と朝倉市杷木を繋ぐ定時定路線便のうち朝便で、乗客2名を送っている最中、朝倉市杷木林田の歩道に乗り上げ案内標識版に衝突。
- ・同日中に資料2を用いて村公式HP、各報道機関に公表済。
- ・故障した車に代え、臨時的に村公用車を使用して既存の運行を継続中。

委 員）故障した車は修繕してそのまま使用するのか。

事務局）修繕と新規購入の見積取得中。修繕して走行することに問題無いのか等を調査し、安全第一で走行できるように検討をする。

③BRTの利用状況等について

- ・昨年同時期と比べると、少し利用が減っているように感じられる。
- ・利用割合としては概ね観光利用6割、日常利用4割。

委 員）駅ごとの利用者数を出すことはできるのか。

事業者）調べようとすれば調べられるが、現時点ではそこまで数値を出していない。

委 員）インバウンドで海外の観光客が増えている。地方では多言語のガイドブックがないか尋ねられるそうだが、駅構内やBRT車内等に設置はしているか。

事業者）パンフレット等は観光地を訪れる前に必要であり、現地はスマホで情報を集めていると考え、構内等にはQRコードを用意している。車内には観光情報より乗降方法を英語表記でお知らせすることが主になっている。

④東峰村乗合タクシーの実績報告について（資料3）

- ・交通空白地有償運送新任運転者講習の受講者数は計18名。（うち運転従事者8名）
- ・利用実績について資料3にて報告。
- ・登録者数は、村内居住者286人（62.2%）、村外居住者174人（37.8%）。
- ・R6.4月とR7.4月を比較すると1.23倍と利用者は増加。
- ・70代から90代以上の利用で全体の84%を占めている。
- ・R7.4.1から、通学者用の定期券を導入している。
- ・電話予約の割合が9割であり、高齢者の利用割合とほぼ同じ割合である。

委 員）日当たり乗客数の目標値は何人か。

事務局）東峰村地域公共交通計画では令和9年度末で20人としている。

委 員）村内者、村外者の利用率はどれくらいか。

事務局）村内者が9割強、村外者が1割に満たない程度である。

委 員）村外者は観光もしくは視察等で利用されているのか。

事務局) ふるさと推進課へ村外、県外、九州外からも西鉄バスが無くなり、行く手段についての問い合わせが増えているため、観光利用が多いと感じている。

⑤朝夜便・日中便（非予約型・定時定路線）の通過時刻の調整について（資料4）

- ・利用者及び利用実態に対する意見が、「6便の発時刻が下校時間に合わず利用が出来ない。（通学利用者）」「通過時刻通りに運行するためには法定速度以下で走らなければならない。（ドライバー）」というように出されている。
- ・事務局で変更案を検討した上で、交通事業者、関係機関等と調整の上、時刻表の見直しを行い、広報を図る。また、時刻表確定後、協議会委員に通知を行う。

委 員) 分岐点となる塔の元交差点にバス停のような目印が無く、観光等の利用者に分かりにくいいため、他に設置しているようなサインタワーを設置できないか。

事務局) あくまで通過時刻ということで周知をさせてもらっている。塔の元交差点付近は朝倉市との境界が入り組んでいたり、料金設定、周知方法だったりに関係してくるため、関係機関とも相談の上、検討する。

◆協議事項

①地域公共交通計画認定申請について（資料5）

- ・申請主体は地方自治体ではなく協議会。
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る計画認定申請。
- ・令和8年度（R7.10.1～R8.9.30）の事業実施にあたり、計画認定申請を行う。
→申請期限 R7.6.30 まで

- ・協議会長名で申請すること及び福岡運輸支局が確認する中で修正等が生じた際は、事務局に一任していただくことで承認。

◆その他

①東峰村シェアサイクル導入実証事業について（資料6）

②各機関からの報告事項

- ・特になし